

平成15年度 第1回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

(日 時) 平成15年6月20日(金)13:30～16:00

(場 所) 滋賀県農業共済会館4F大会議室

(出席者) 井上委員、岡田委員、川崎委員、岸辺委員、久保委員、酒井委員、周防委員
須戸委員、谷口委員(代理)、富岡委員、長崎委員、中島委員、西村委員
額田委員、山田理子委員、山田昭二委員

- (議 題)
- 1 会長および職務代理者の選任
 - 2 会議の公開について
 - 3 環境こだわり農業推進施策について
 - 4 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(骨子案)について
 - 5 環境こだわり農業の実施に関する協定等について
 - 6 環境こだわり農産物の生産計画認定要件等について
 - 7 その他

1 知事あいさつ

第1回の滋賀県環境こだわり農業審議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、滋賀県環境こだわり農業審議会を設置するにあたりまして、委員の皆さんにはご就任をお願いしましたところ、それぞれご多用の中を快諾いただきまして大変ありがとうございました。また本日は、さっそく第一回の会合ということで、それぞれお忙しい中、まげてご出席いただきましたことを心から御礼申し上げます。

また、平素は皆様それぞれ本県農業の振興につきまして、色々なお立場でお世話になっております。また、一昨年、昨年と湖国農政懇話会の委員としても御活躍いただいた委員が多くおられますが、その節には大変熱心なご議論をいただき、お陰様でその懇話会の答申を基にこの2月県議会で、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定させていただくことができたわけでございます。改めて委員のみなさまに御礼を申し上げる次第でございます。

この条例は、消費者の皆さんのより安全・安心を求める声に応えるということはもちろんであります。琵琶湖を預かる滋賀県として琵琶湖やその周辺の環境に対しても農業がきちっと共生できるものにしていくということで、そうした中で滋賀県の農業を発展させていこうということで制定したものでございます。

環境と共生する持続的な農業というのは、今や世界でも求められておりますが、条例を制定してまで推進しようというのは国内ではもちろん滋賀県が初めてでございます。画期的な取り組みであると自負しているところでございます。

また、WTOの農業交渉が進むにつれまして、価格支持政策など、これまでの生産を直接刺激するような施策の実施は、困難な状況になってきておりますが、この条例に基づきまして実施しようとする生産者への経済的助成としての環境農業直接支払制度は、いわゆる緑の施策と呼ばれるもので、今後の農業政策の方向性を考える上での先駆的な取り組みとして、各方面からも注目いただいているところであります。

近年の農業は、食料の生産という人が生きていく上では欠かすことができない重要な役割を果たしているにもかかわらず、米価の下落や輸入農産物の増加等によりまして、将来に展望を見出しにくい現実でございます。

そうした中で、私は、この環境こだわり農業を本県農業のスタンダードとして確立し、新たな活路を見だしていきたい、また全国的にも、農業農村経営の新しい滋賀モデルとして発信していきたい、そのような強い思いであります。

しかし、県のみでこれを進めることは困難であります。市町村、農業者、農業団体等の皆さんに、それぞれの立場で自らの課題として主体的・積極的に取り組んでいただくことが何よりも肝要でありますし、同時に消費者の皆さんのご理解と熱い支持があってはじめて実現できるものと考えております。どうぞ、委員の皆様方の格別のご協力を賜りたいと思います。

県では、環境こだわり農業のシンボルとして、環境こだわり農産物認証制度に平成13年度から取り組んでおります。初年度には、約400?の取り組みでございましたものが、14年度は、約600?、それが今年度には、4月末現在で、申請段階ではありますが、約1,100?の栽培に取り組んでいただいております。このPRについても色々となし、私自身も店頭に立ってPRをしてまいりましたが、そうした中で生産者や流通関係の皆さん、消費者の皆さんに徐々にですが浸透してきているものと喜んでおります。

来年1月からは、この環境こだわり農産物認証制度も条例に基づいて位置づけられた制度となり、

また、この審議会でもご協議いただく環境こだわり農業の実施に関する協定制度の導入などにより、信頼性の向上が図られ、一層の面的拡大につながるものと期待しております。

環境こだわり農産物が県内の店舗でいつでもみかけられ、消費者の皆さんに身近にご利用いただけますよう、名実ともに滋賀のブランドとして確立できるよう、一層努力して参りたいと考えております。

本年は、この審議会におきまして、条例に定めております基本計画の策定や協定制度とその締結者に対する経済的支援としての環境農業直接支払制度の創設等、今後、環境こだわり農業を進めていく上で、土台となる重要な事項についてご審議願うわけでございます。

どうぞ皆様からの忌憚のないご意見をいただき、環境こだわり農業が琵琶湖と共生する滋賀の農業のスタンダードとなるように推進してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

2 審議会成立報告

司会(太田):本日、ご出席をいただいております委員の数は15名で、これは委員総数18名の半数を超えておりますので、滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則に定める当審議会の成立要件を満たしておりますことをご報告いたします。

3 議事

(1)会長および職務代理者の選任

司会(太田):まず、本審議会についてでございますが、お手元に配付いたしました資料2の1ページ「条例・規則審議会関係抜粋」をご覧くださいなのですが、本審議会は第5章滋賀県環境こだわり農業審議会の第26条に記されておりますとおり基本計画の策定(第7条第4項)、環境こだわり農産物生産計画の認定(第14条第3項)および環境こだわり農業実施に関する協定の締結(第23条第5項)についてご協議を願い、ご意見をいただくものです。また、知事の諮問に応じ、環境こだわり農業の推進に関する事項を調査審議いただくものです。

ここで、本審議会の会長を選任していただきたいのですが、滋賀県環境こだわり農業推進条例施行規則第17条第1項によれば審議会の会長は、委員の皆様の互選によりまして、選任いただくこととなっております。いかが取り計らえばよろしいでしょうか。

川崎委員:懇話会で大変お世話になりました富岡先生を、富岡先生には叱られるかもしれませんが、ここで推薦したいと思います。

司会(太田):ただいま、川崎委員より「富岡委員」を会長にとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司会(太田):ありがとうございます。ただいま「異議なし」の声をいただきました。それでは、富岡委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、富岡委員、会長席におつきいただきますようお願いいたします。

(富岡委員、会長席へ移動)

司会(太田):また、会長には、併せて規則第17条第3項による会長の職務代理者の指名をお願いします。

会長(富岡):会長に就任させていただくことになりました機会に一言ご挨拶申し上げさせていただきます。3年ぐらい前から湖国農政懇話会のほうをやらせていただきまして、中間提言を知事にさせていただきました。昨年1年間はまだ条例の問題が残っていたので、それについて集中的に審議しまして、農業者よし・消費者よし・環境よしの「三方よし」の農業をするために条例化すべきである、という提言をさせていただきましたところ昨年度末に条例が制定され、この審議会が発足することになったわけです。環境こだわり農産物の認証制度を発足させることによって、消費者の方に環境保全的な農業への支持をお願いしようというところから始まってきていますが、それだけでは不十分であり、もう一步踏み込んだ政策的な支援が必要ではないかと、生産者への直接支払いも視野に入れた支援制度を確立するべきであるということも含めて条例化の提言をさせていただいたわけです。

これは、農業経済関係学会の関係者の間でも非常に注目されておりまして、全国の関係者が滋賀

の直接支払制度がどうなるかということを目にしているという状況であります。したがって、私どもとしてもこの直接支払制度をうまく発足させるだけでなく、それによって環境に優しい農業への切り替えがうまく進んでいくように、そういう責任が我々に与えられているわけです。そういう事情もありまして、後2年間この審議会の会長を努めさせていただきたいと思っております。

前の懇話会は任意というわけで法的な基礎付けのない懇話会でしたが、今回の審議会は条例に基づく審議会で権限もあります責任も大きいということです。環境こだわり農業に対して、全国的にも注目されております直接支払制度をうまく発足させて環境こだわり農業への転換が進み、軌道に乗るまでのところまでをこの2年間の審議会で進めていきたいと思っておりますので、是非皆様方のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。以上で簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。

会長(富岡):さっそくですが、会長の職務代理者を指名するとのことでございます。職務代理者につきましては、湖国農政懇話会の時からの継続ということもありますが農協中央会の谷口委員にお願いしたいと思います。本日は欠席ですので、後に事務局の方からご本人に了解を取っていただきたいと思います。事務局はいかがでしょう。

事務局(木村):そのようにいたします。

司会(太田):それでは、ここから先の議事の進行につきましては、会長にお願いいたしますので、富岡会長よろしくお願ひします。

なお、國松知事は公務の都合により、ここで退席されますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

(2)会議の公開について

会長(富岡):それでは、議事を進めさせていただきます。議題の2番目です。会議の公開について、このような会議は原則公開となっているようですが、公開するかどうかは審議会が決めるということです。このことについて事務局より説明をお願いします。

事務局(木村):会議の公開について説明

会長(富岡):会議の公開につきまして、ただ今事務局から説明がありました。公開方針案と傍聴要領案が提案されております。これは前もって委員の皆さんにはお配りしてらしたか。

事務局(木村):今日初めてです。

会長(富岡):それでは原則公開にし、やむを得ない場合には非公開にすることもある、という案です。詳細につきましては少し時間をとりますのでご検討ください。

(発言なし)

会長(富岡):特に問題がなければ原案どおりとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「意義なし」の声)

会長(富岡):それでは原案どおり原則公開とさせていただきます。

(3)環境こだわり農業推進施策について

(4)滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(骨子案)について

会長(富岡):それでは、3番目の議題に入ります。「環境こだわり農業推進施策」についてと、4番目の「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(骨子案)」も引き続きご説明いただいて、その後で審議するというようにしたいと思います。事務局から提案をお願いします。

事務局(木村):「環境こだわり農業推進施策」について説明。

事務局(木村):「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(骨子案)」について説明

会長(富岡):ありがとうございました。今日の議題は環境こだわり農業推進基本計画の骨子案についてご意見をいただくということになるかと思っております。先ほど説明がありましたように、今日は骨子案を提案するだけということで、今回と次回で審議会の意見を調整した後、それを基に県の方で策定されます。その前に、いまどのような環境こだわり農業推進施策が行われているかについて、予備知

識を共有しておこうということです。ではまず、先ほど説明がありました推進施策についてご質問等がありましたら出していただきたいと思います。

西村委員:質問です。資料2の5ページ、施策の概要の1番右端で環境こだわり農業の推進目標のところでお尋ねをさせていただきたい。農産物(水稻)7200ha、これは解りました。農薬・化学肥料の使用量を2割削減ですけども、環境こだわり農産物自体は5割を目標にしている、ところが2割削減ということは目標面積に対してということでしょうか。

事務局(中村):滋賀県で使用しております化学農薬・化学肥料を2割ということで、ここで水稻が7200haと書いておりますのが水稻作付面積の2割ですので、2割のところでは5割削減しますと全体で1割しか削減できないので、あとは全体的なものを落としながら総量として2割を削減していきたいと考えております。

酒井委員:意見を聞きたいのですが、今、国が推進している米政策改革大綱に基づく一定の要件があるのと同時に、市町村がそれぞれに水田営農ビジョンというものを打ち出していく訳ですが、直接支払制度や協定を考慮しておられる中で、これらとの整合性はどのようにお考えか。最後にあった推進協議会を設置するのは良いことだが、いくつもの協議会がある。様々な事業がある中で整合性はどのようにお考えかお聞かせ願いたい。

事務局(中村):水田営農ビジョン等との関わりですが、具体的にはこれは市町村がビジョンをたてていくものなので、今のところは直接的にビジョンとの整合性は考えておりませんが、今後市町村で具体的なビジョンの方向性などが検討される中で検討していきたいと考えております。

酒井委員:わかりましたが、今後市町村は水田営農ビジョンを出さねばならないし、産地作りなどで、町村の負担が増えます。米政策大綱についても市町村・生産者をはじめ行政側も意識の改革をせねばならない。このような複雑な状況の中で県の制度も実現するとすれば、しっかりと整合性を考えおかれたら良いかと思えます。

それから農業団体のあり方についてです。水質の問題が出てきますが、用水・排水の問題は全て、行政ではなく土地改良区が引き受けています。排水の反復利用などの施設整備をすると書いてありますが、土地改良区が責任を持っているのでそのへんの位置づけをしっかりとしてほしい。野菜作りも水稻も水が原点であり、そこを管理している土地改良区の位置づけをしっかりとしてほしい。

周防委員:5ページの環境こだわり農業推進施策の概要の中で、農業者・流通業者・消費者という流れがありますが、流通業者と書けば卸しや小売りという感覚になります。問題は農家が生産物をどのように集めて、何処へ持っていくかです。市場流通なのか市場外流通なのか、相対(あいたい)させるのか、地産地消で地元で売りたいとするのか。その辺のルールを作してほしい。十分検討いただきたい。

会長(高岡):それでは基本計画骨子案に対するご意見をいただくことにしたいと思います。まだ骨子案ですので大幅に変わる余地があるということです。ここに書かれていないことも含めて、ご意見・ご提案を出していただきたいと思えます。

岸辺委員:安心・安全の提供ということが出てきてますので、単に肥料・農薬を減らすだけではなく、トレーサビリティのことが出てきてないのですが、その辺はどこで押さえるのか。安全・安心の基準をここで持っていますよ、ということを入れないといけないのではないですか。

事務局(木村):資料3の2ページ、第4の施策の方向6番目の「生産情報の発信」の栽培履歴の公開というところでトレーサビリティについて肉付けしていきたいと考えております。

酒井委員:食農教育の推進についてですが、地産地消ということで地元の米を給食に使ってほしいが、学校給食協会など流通関係が難しいらしい。環境こだわり農業を推進し、食農教育も積極的に進めていくなら、行政も県の教育委員会も協力していかねばならないと思うので、考えていただきたい。

須戸委員:自然環境と調和のとれた農業生産の推進というところで2つお伺いしたいのですが、1つは推進目標に農薬・化学肥料の2割削減とありますが、県全体としての農薬や肥料の使用量についての統計資料があるのでしょうか。次に農薬と化学肥料の削減とありますが、5割削減するだけでいいのでしょうか。農薬についてでしたら、中身に関する議論はいらぬのか。普通に使用している殺菌剤の中にも、いわゆる環境ホルモンのリストにあがっている農薬がありまして、そういったもので代

替物があれば防除基準から外していく努力はしていなくても良いのか。あるいは比較的琵琶湖まで到達する農薬を積極的に外していなくても良いのか。その辺をお聞きしたいのですが。

事務局(太田):今ご質問いただきました化学農薬・化学肥料の使用量についてですが、実際に農家さんの段階でどれだけ使っておられるかを県の方でつかむのは、非常に難しい状況でございますので、現在は化学農薬につきましては農薬が県内に搬入された量をもちまして把握をしております。化学肥料につきましては、県内の主要な卸関係の方に直接アンケートを行いまして、搬入量などを把握しております。使用します農薬の個々の部分で問題等が明らかになってきているものもございますので、情報を得て、そしてまた県内で現地の試験も含めまして、より安全なものを使っていこうということで、防除基準で基本的な方針・指針を定めておりますので、引き続いて今後の選定に反映させていきたいと考えております。

井上委員:食農教育の推進についてですが、学校給食では無理にしても、農業体験学習については、昨年、食と農のサポーターの活動をさせていただいて南彦根のフォーラムで3例ほど学習体験があったのですが、そういうことを子供の時に体験すると、食の安全についての考えが身に付き、大人になってもその体験は生きてくると思うので、もっとこういう体験を広めていただきたい。県は農業体験事業をなさっているのか。それと、新聞でビオトープや自然の生き物を育てるといった記事を見て、おもしろいと思ったのですが、琵琶湖もあり色んな環境のある滋賀県でそういった体験学習を学校教育に取り入れているところはどれくらいあるのでしょうか。

事務局(木村):施策の中にも入っているのですが、「田んぼの学校推進事業」というものを平成14年度から行っています。これは県内の小学校の全校を対象にしていくということで、平成14年度で60校、平成15年度で89校と聞いています。最終的には県内230あまりの全小学校を対象にして、稲の栽培や転作田を利用して野菜・花の栽培、また収穫祭といったものを推進事業の中で取り組んで、田んぼの学校応援団を市町村で作っていただき、学校と協力の下、児童の皆さんに経験をして頂く、といった事業を行っております。教育委員会の事業につきましては手元に情報がありません。申し訳ございません。

会長(富岡):これ(田んぼの学校推進事業)は何処の課が担当しているのですか。

事務局(木村):農政水産部農政課が所管をしております。

周防委員:事務局にお伺いしたいのですが、こだわり農産物の品目の拡大をする場合に麦と大豆については生産した物がどうなるかをもう少し研究した上で行っていただきたい。麦大豆については、価格の保障などに国の施策が絡んでいます。農家に、「作った物は一般のルートは通さず、国の補助金の適応にならない自己責任で処理するのか」といったことを十分に説明し、納得理解してもらった上で推進してほしい。例えば大豆・麦の申請があった場合、どのように作ってどのように流通させるのかを農家から詳しく聞いて、納得して頂くようお願いいたします。

西村委員:ただ今周防委員から意見がありましたが、それではこだわり農産物を拡大していくのは難しいのではないかと思います。時代の変化を考慮して、方向の転換・発想の逆転をしていくことも必要ではないでしょうか。それから、産地育成とありますが、国の米政策大綱が変わりました。詳しいことは判りませんが、その中で産地作りをやっていかねばならない。環境こだわりに取り組みればデメリットもかなりきつく、生産量も下がります。その状況で国の産地作りとともに産地育成を行えば、生産者にとってもプラスになると思います。そういった面がなければ納得しないし、ビジョンを明確に説明して行かなければならないと思います。それには、集落等のリーダーの役割が大切で、こういうふうに行ったらプラスになるということをよく説明して進めていってもらう必要があると思います。

川崎委員:基本計画骨子案については理解したつもりなんですけど、計画期間について15年度から19年度までの5年間とありますが、相当にピッチを上げていかねばこの膨大な内容はこなせない気がします。全体としてはこれでよいと思いますが、優先順位を具体的に設定しながら進めなければならぬ。先ほど環境こだわり農産物の滋賀ブランドとしての確立とありましたが、面積や農産物の店舗数の増大についてもピッチを上げていかねばならない。また、野菜については取り合いの状況で調整に困っている現状です。県内の生産者や消費者の期待に応えられるか心配しています。

会長(富岡):基本計画骨子案について具体的な数値目標を掲げて、目標年次を定めて推進していくことになると思いますが、これが適切かどうか重要で、結果が数値で出てくるので、これが優先順位となるかもしれないということです。

購入者数はどのようにして把握するのですか。

事務局(木村): 県の広報課が毎夏に県政世論調査を行っておりますが、その項目の中に入れて、定期的調査を行いたいと思います。

長崎委員: この条例のポイントは行政はバックアップするが、こだわり農業を普及・推進していくために主体的に取り組んでいくのは消費者・農業者・流通業者であるという点だと思っておりますが、今のところ県が計画し県が進めていく印象があります。推進体制ということですが、それは、食と農と環境を考える県民会議ということかもしれないが、県と協力して私たちが主体となって推進できるような体制をつくることを検討していただきたい。県に対して要望は行おうが、その後、県に任せきりではこの事業は進まないと思います。

会長(富岡): 基本計画骨子案についてご意見をいただくのは、ひとまずこれくらいでよろしいでしょうか。次へ進めさせていただきたいと思います。

(5)環境こだわり農業の実施に関する協定等について

会長(富岡): それでは、次の議題に進みたいと思います。「環境こだわり農業の実施に関する協定等」について、まず、事務局から説明をお願いします。

事務局(木村): 「環境こだわり農業の実施に関する協定等」について説明

会長(富岡): それでは、協定につきまして条例23条第5項で必要があると認めるときは審議会の意見を聞くことができるということですね。今、原案を提示されて、意見が求められたということです。協定と直接支払いの考え方について、ご意見がございましたらお願いします。

川崎委員: 懇話会の席でも少し出たと記憶していますが、生産者には県の直接支払制度が具体的にどうなるかが最大の関心事です。米はある程度できるというお話ですが、野菜や果物の場合、情報量が少ない中で決めていかなばならないということに最終的になるのではと思います。変動する相場・単価をこの制度の中に入れていこうとしたら、何年か先にならできるかもしれないが、短期的には難しいのではないかと。むしろ、こだわり農産物をやればこれだけのコストが通常よりはかかり、手間もかかり収量も落ちるだろうという要素でやっていかないと。市場価格を検討の材料に入れていくのは時間がかかり、事業が遅れていく。販売単価については横に置いて、生産コストやマイナスの面についておさえていかれ、まず生産者に輪郭が見える方向で進めてはどうかと思います。

事務局(木村): 価格については、作物ごとにひらきがございます。事務局としてもまだ悩んでいることです。

久保委員: 消費者の側から見た場合、参考のところの収入について、販売単価は若干上がるということでしたが、税金を使って協定しているのに販売価格も高いことについての理解が難しいのではないのでしょうか。現在販売されているこだわり農産物の価格はどの程度で推移しているのですか。

川崎委員: 価格は色々な要素によって決まるので、こだわり農産物だから高くなるわけではない。例えば、虫が葉を食っているものは安い。必ずしも高くなるという保障はないが、特定の品目については評価が出て高くなっている物もあります。しかし、全てに当てはまるわけではない。価格形成は総合的なものです。

山田理子委員: 関連ですが、今こだわり農産物の売れ行きはどうなんですか。

川崎委員: 私どもの売り場では先に売れます。先に売れる物は回転が良く、小売り屋さんには初期の利益が取れる。ところが、売れ残った物は夕方・翌日に値引きしななければならない。商売としては先に売れる物をオーダーするのでそこへ人気が集まるので値段が高くなります。先に売れます。

井上委員: 売れ残っていますよ。

川崎委員: 色々な場面があると思いますが、私どものところではエリアの多くの小売り屋さんに参加して頂いてまして、その傾向は申し上げてますように、先に売れます。

岸辺委員: 今の話では、現場ではコーナーを作り優先して仕入れますが、量が少ないのに優先して

仕入れるので卸の段階では先に売れます。店頭に並べると他産地との競争で売れる物、売れない物があり、頑張ることにあります。

須戸委員:直接支払いの理由として、公的な利益を生み出したので、それを広く県民が享受するから直接支払いをすると書かれています。懇話会では、減収になり手間もかかるので補てんをするという考え方もあったと思います。収入と支出を調査して補てん額を決めるという考え方だと思いますが、先ほどからのお話にあるように販売単価から決めるのは難しいということです。それなら、支出の面でこれだけの労働力を負担したのでその分を支払うという考え方なら、販売単価を考慮しなくても良いのではないかと思います。

周防委員:価格は市場原理だから市場にまかせます。しかし、それに応えてもらった方に負担していただいたお金を税金で払いましょう、ということなので販売単価はあまり重視せずに、いかにコストと手間がかかったかを考えたほうが良いかと思います。

会長(富岡):理論的なものと実際は違うと思います。考え方としては減収があるからだだと思います。

山田理子委員:今の収量や生産コストなどのデータをとって、支払いをするということですが、それらのデータはどこで作っておとりになるのか。

事務局(中村):経営収支や販売の面ですが、現在、農業試験場にあります専門技術員が各地の農業改良普及センターと協力して実態調査を行いまして、それと慣行的に行っております栽培との比較で収支の差を計算したりと、専門技術員を中心に試算を行っております。

会長(富岡):それではこの件につきましては、ただ今いただきました意見を参考にして、案を具体化して頂くことにします。

(6)環境こだわり農産物の生産計画認定要件等について

会長(富岡):それでは次に6番目の議題に移ります。「環境こだわり農産物の生産計画認定要件等」について、最初に事務局の方から説明をお願いします。

事務局(児島):「環境こだわり農産物の生産計画認定要件等」について説明

会長(富岡):ありがとうございました。ただ今ご説明いただきました環境こだわり農産物の認定要件について御意見等ございましたらお出し下さい。有機質資材の使用量についてこれまで規定がなかったのですが、それを新たに入れるというところが大きな変更点ではないかと思いますが、後は基本的に現在行われております認証制度を踏襲したものです。

岡田委員:環境こだわり農産物の中の3番の栽培方法について、私も生産者側の立場なんですけど、私どもの組合の寄り合いで環境こだわり農業のほ場に関して質問等いろいろありました。地元で2名が水稻で環境こだわり農産物を栽培されているんですけど、他のほ場の真ん中に環境こだわり農産物のほ場がありまして、栽培方法に問題があると思うんですけど、去年ではいもち病がそのほ場から発生したことがありました。また技術指導の部分で、雑草処理の場合、農薬を使わないということで、草刈りをされてますが夏場では除草剤を使えば1回で2・3ヶ月もつところが、月一回の草刈りに手が回らず隣の田に雑草の種がこぼれて雑草が増えたという苦情がありました。隣地に対して迷惑がからない栽培方法を指導していかないと、環境こだわり農業を推進していくのが難しいのではないのでしょうか。

事務局(児島):いもち病の件ですが、環境こだわり農産物の場合、収量を減らしてまで行うのではなく、有機栽培を目指すものでもないと思っておりますので、隣地にもいもち病菌をまき散らしてまでの栽培というわけではありません。その場合には、いもち病がまわりに広がれば収量減になりますし、まわりがもう1度防除を行えばその分環境負荷が増えますので、そういうことをトータルに考えながら取り組んでいくことを徹底させていただきたいと思っております。環境こだわり農産物として申請してあるので絶対に農薬を使用してはいけないというわけではありません。薬剤を与えて収量を安定させて頂いたうえで、それは環境こだわり農産物には認証させていただけない場合もありますが、そういう立場でなんとか増やしていきたいと思っております。雑草の件ですが、できるだけ除草剤を減らしていただきたいということで、ほ場のまわりは草刈り機で、という技術をあげさせて頂いてます。しかし、今おっしゃったようにどうしても労力的に回れるはずがないという大規模農家の方もおられます

ので、現在のところ草刈り機での除草は必須というわけではございません。その辺は規模や能力と合わせて技術を選んでいただきたい。できないことをしなさいというのは基本的におかしいと思っておりますので、ご了解を願います。

酒井委員:環境こだわり農業は条例も出来たし推進していかねばならないが、農業者にすれば大変なことです。私も牛の堆肥をもらって畑をしているのでわかるが、畑中にねこぶ病が出たこともある。色々と病気が出て大変です。余程しっかりと環境こだわり農業を認識して頂いて推進していくのが大切。田んぼにしても環境こだわりでしっかりしようと思えば大変な労力です。また、1haや2ha全てをするなら良いが一部だけ環境こだわりですとなると調整から全て変わるので大変。隣からの苦情もある。生産者は大変だが、それでもやると言ってくれる人を増えるように方策等しっかりと考えていかねばならない。堆肥の基準もあると思うが検査をしていかないと。

会長(富岡):よろしいでしょうか。それではただ今頂いた意見を参考にして、さらに詰めていただきます。

(7)その他

会長(富岡):7番目、その他の議題ですが何かございませんか。

谷口委員(田村代理):代理で出席させて頂いて発言するというのもおこがましいかと思いますが、せっかくそれぞれが主体的に取り組むということで、生産者の方や消費者の方や流通を扱っておられる方が出ておりますので、スケジュールの都合もありますが1度くらいはもう少し現状を明らかにできる場を設けていただけないかと思えます。私も農協に勤めておりますし兼業農家なんですが、消費者の方に言われたんですが、慣行栽培とは何か判りません、とか肥料等をどれだけ使ったかを書いてもらわないといけないんじゃないですか、と。また産地の現場、こだわり農産物を作っておられる方のほ場を見るとか、市場でどのように取引されているのかを見に行きましょうとか。売り場の方ではロットで年中商品がないと売り場は設定できないと、私どもは聞いているんですが、生産者はそれでは大変なんですね。しかし消費者は年中高品質の物が食べたいということです。安定して高品質の物を生産するのはこれだけ苦労しているということを理解していただけるような場を設けていただけないかと思えます。

会長(富岡):これは審議会の持ち方ですね。これについては事務局の方でも議論していただいていると思うのですが、各委員の皆さんは如何でしょうか。たまには会議を現場で開くのはどうかということですが。

酒井委員:生産者は大変な苦労をしています。例えば、年中コンスタントにできなければ売り場も設定できない。露地栽培でこだわりでやっても、虫が付いていたり曲がっていたりすると受け付けてもらえない。そういうことも皆さんが理解した上で議論をしないといけないと思えます。

会長(富岡):そういうご意見が多いようでしたら、私の方からも事務局にお願いしたいと思えます。

川崎委員:現場で勉強するのは賛成です。しかし、年中どうこうという意見がありましたが、滋賀県の立地で適地適産、つまりある時期に安いコストで栄養価の高い物がたくさんできると、我々が期待しているのはそれなんです。特に滋賀県のような気候では、例えば北風が吹く冬の最中にピーマンを作れとかは考えてないんですよ。要望としては1年中あった方が良いが、それは希望であって現実にできるわけではありませんから、そのへんは理解している消費者の方が増えていると私は思っています。できるだけ旬の物を中心にしてやった方がよい。市場からも年中そろえるという要望は出ていません。

谷口委員(田村代理):それは環境こだわり農産物への要望ではないと思っています。一般的に農産物は安定的にあってほしいということです。

会長(富岡):今の消費者や流通のあり方を前提にして、そこに合わせて環境こだわり農産物を進めていこうというのは無理であり、消費者や流通のあり方を変えていくということも含めてこれを進めていくことが必要だと思います。それでは事務局、お願いします。

事務局(木村):スケジュールについて説明

会長(富岡):部会の件ですが、第3回は部会だけですか。

事務局(木村):まだ全体会議をして部会をするのか部会だけとなるのか考えておりませんが、審査がかなり膨大ですので、第2回で部会の設置をご検討いただいた上でまずは部会で検討をいただいた方がよいかと思います。

会長(富岡):部会の設置については規則ではどのようになっていますか。

事務局(木村):資料2の14ページをご覧ください。県広報のコピーで字が細かいですが第19条の前後が審議会についてです。「審議会はその定めるところにより部会をおくことができる。部会に属すべき委員は会長が指名する。部会に部会長を置き、それは委員の互選によって定める。部会長は部会の事務を掌理し、部会の所掌事務に係る調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。」となっております。次のページ、「審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」というような決まりとなっております。

会長(富岡):ちょっと分かりにくいところがあるんですが、第9条第1項で、「その定めるところにより」とあるのはどういうことでしょうか。

事務局(木村):審議会の議題として取り上げていただき、議決をいただくということです。審議会で部会の設置を決めていただくということで、それを次回の審議会でお願いしたいと思っております。

会長(富岡):部会の設置については、次の審議会で議案として提案されるということです。

会長(富岡):本日の議事は全て終了しました、ありがとうございました。

